

神労発基0724第1号
令和6年7月24日

事業主のみなさまへ

神奈川労働局長



保険者と緊密に連携した労働者の健康増進対策への積極的な取り組みについて

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働基準行政の運営に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断については、何らかの所見を有する者の割合が毎年約6割を占めており、いわゆる生活習慣病との関連性が深い血中脂質や血圧及び肝機能や血糖検査で有所見率全体の約8割を占めています。

当局では、これまで関係団体等を通じて事業者に対し過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の防止対策を適切に実施するため、労働時間の短縮や作業転換等の就業上の措置を行うとともに、同法第69条の健康教育を実施し工作中的健康悪化による交通事故と労働災害を防止するための取り組みを指導しております。

このような課題の解消に向け、労働者の健康確保や事業場における健康経営への取り組みを進めるには、同法第70条の2第1項の規定に基づき公表されている

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」において、健康保持増進対策の推進体制を確立し、「保険者」を事業場外資源として活用を図り、事業者と保険者が緊密に連携して、健康診断の個人票を用いたデータヘルスやコラボヘルスを推進するなど、健康障害防止に向けた労働者の健康管理に取り組むことが重要です。

つきましては、下記の保険者から、高齢者の医療の確保に関する法律第27条、健康保険法第150条に基づき、定期健康診断の個人票（以下「健康診断個人票」という。）の提出が求められた場合には、これらの趣旨に御理解・御協力の上、保険者に健康診断個人票を提供していただきますようお願い申し上げます。

記

【保険者】 全国健康保険協会神奈川支部

（※ なお、本件に関する関係法令につきましては、裏面を御確認ください。）

【参考：関係法令】

1 労働安全衛生法

第 66 条第 1 項（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。

第 69 条（健康教育等）

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

第 70 条の 2（健康の保持増進のための指針の公表等）

厚生労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 高齢者の医療の確保に関する法律

第 27 条（特定健康診査等に関する記録の提供）

保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

3 健康保険法

（保健事業及び福祉事業）

第 150 条

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査（次項において単に「特定健康診査」という。）及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この項及び第百五十四条の二において「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。